

印 紙

建築士法第 22 条の 3 の 3 の規定に基づく

請 書

(記載例)

平成 ○年 ○月 ○日

(委託者)

(住所又は所在地) △△県△△市△一△

(氏名又は名称) 株式会社△△建築設計事務所 殿

(受託者) (住所又は所在地) □□県□□市□一□

(氏名又は名称) 株式会社□□設計 代表取締役 □□□□ 印

平成 ○年 ○月 ○日付の注文書による下記の業務を受託する。

件 名 (仮称) ○○マンション設計業務

1. 対象となる建築物の概要(施行規則第 17 条の 38 第3号)

建設地 ○○県○○市○一○

主要用途 共同住宅 (賃貸)

工事種別 新築

規模等 R C 造、9 階建、50 戸以上 (2LDK タイプ 25 戸、2DK タイプ 25 戸以上)

2. 業務の実施期間 (施行規則第 17 条の 38 第 7 号)

構造設計業務 平成 ○年 ○月 ○日 ~ 平成 ○年 ○月 ○日
年 月 日 ~ 年 月 日

3. 業務委託の種類、内容及び実施方法 (施行規則第 17 条の 38 第7号及び第8号)

上記建築物の 設計業務 監理業務 のうち下記の (建築 構造 設備) に関する業務

構造設計

4. 設計業務において、作成する成果図書 (法第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号)

仕様書、構造計算書、構造図、工事費概算書

5. 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

(法第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号)

(1) 工事と設計図書との照合の方法

該当なし

(2) 工事監理の実施状況に関する報告の方法

該当なし

6. 設計又は工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

(法第 22 条の3の3第1項第3号、施行規則第 17 条の 38 第4号及び第5号)

①設計業務に従事することとなる 建築士※・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる 建築士・建築設備士
【氏名】:□□□□ 【資格】(一級)建築士【登録番号】(□□□□□□) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】:該当なし 【資格】建築設備士【登録番号】()	【氏名】:該当なし 【資格】()建築士【登録番号】() (建築設備の工事監理に関し意見を聞く者) 【氏名】:該当なし 【資格】建築設備士【登録番号】()

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

7. 設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所) (施行規則第 17 条の 38 第6号)

一部を委託する 業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地 並びに区分(一級、二級、木造)	開設者の氏名又は法人名称 (開設者が法人の場合は 法人名称及び代表者の氏名)
該当なし	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):()建築士事務所	
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):()建築士事務所	

8. 業務報酬の額及び支払の時期 (法第 22 条の3の3第1項第4号)

報酬額(内取引に係る消費税及び地方消費税の額)

業務報酬の合計金額 ￥ ○○○○○○ (￥ ○○○○○○)

支払の時期 支払額(内取引に係る消費税及び地方消費税の額)

業務委託契約時 (平成〇年〇月〇日) ￥ ○○○○○○ (￥ ○○○○○○)

業務完了時 (平成〇年〇月〇日) ￥ ○○○○○○ (￥ ○○○○○○)

9. 契約の解除に関する事項 (法第 22 条の3の3第1項第5号)

以下の(1)又は(2)による。(☑としたものを契約の解除に関する事項とする。)

(1)次の①及び②による。

①解除権の行使

委託者又は受託者は、次の一に該当するときは、相手方に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- ・受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- ・委託者又は受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は受託者がこの契約に違反し、相手方が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないと認められるとき。
- ・上記のほか、委託者又は受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

②解除の効果

契約解除の場合、解除後の取り扱いについては、次のとおりとする。

- ・委託者は、契約解除のときまでに受託者から交付されている成果物及び未完了の成果物がある場合、これを利用することができる。
- ・受託者は、委託者に対し、契約が解除されるまでの間、債務の本旨に従って履行した受託業務の割合に応じた業務報酬の支払いを請求することができる。
- ・契約の解除に伴い、委託者又は受託者は、損害を受けているときは、その賠償を相手方に請求することができる。ただし未完了の成果物について、かしがある場合といえども、委託者は追完及び損害の賠償を受託者に請求することができない。

(2)解除に関する条項

10. 特約事項

11. その他の事項

注文書及び請書に定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

受託者の建築士事務所登録に関する事項

(法第 22 条の3の3第1項第6号、施行規則第 17 条の 38 第1号及び第2号)

建築士事務所の名称 株式会社 □□設計 一級建築士事務所

所在地 □□県□□市□一□

区分(一級、二級、木造) (一 級)建築士事務所 (□□県)知事登録第 □□□□□ 号

開設者の氏名又は名称 株式会社 □□設計

(開設者が法人の場合は

その代表者の氏名) 代表取締役 □□□□